

各位

「個別延長給付」2年間延長や雇用保険料率引き下げなどの方針を了承 雇用保険制度見直しで労働政策審議会答申、改正法案を次期通常国会に提出へ

厚生労働省の労働政策審議会（会長：諏訪 康雄 法政大学大学院教授）は本日、雇用保険の「個別延長給付」を2年間延長することなどを盛り込んだ法律案要綱*を「おおむね妥当」、平成24年度の雇用保険料率を現行の1.2%から1.0%に引き下げることを盛り込んだ告示案要綱**を「妥当」と認め、小宮山洋子厚生労働大臣に答申しました（別添1-1、1-2）。

これらは、現在の厳しい経済・雇用状況に対応するために、同審議会職業安定分科会（会長：大橋 勇雄 中央大学大学院教授）が今月6日に了承した「雇用保険部会報告」に基づいてまとめたもので、厚生労働大臣が16日に同審議会に諮問していました。

※ 「現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案要綱」

※※ 「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱」

答申を踏まえ、厚生労働省では次期通常国会に改正法案を提出する予定です。また、変更後の雇用保険料率については平成24年4月1日から適用の予定です。

【法律案要綱の概要】

1. 給付日数の拡充措置の延長

(1) 個別延長給付の延長

解雇・倒産・雇止めなどによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日延長する暫定措置を、2年間（平成25年度末まで）延長する。

(2) 雇止めなどによる離職者に対する給付日数の拡充措置の延長

雇止めなどにより離職した者の給付日数（90～150日）を、解雇・倒産などによる離職者の給付日数（90～330日）並みとする暫定措置を2年間（平成25年度末まで）延長する。

2. 積立金の特例措置の延長

失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を、2年間（平成24年度および平成25年度）延長する。

【告示案要綱の概要】

失業等給付のために労使が負担する平成24年度の雇用保険料率を、平成23年度の「1.2%」から「1.0%」に引き下げる。

参議院議員・文部科学副大臣森ゆうこ事務所 関熊正文
〒100-8962
東京都千代田区永田町2-1-1 参議院会館805号
代表 03-3581-3111 FAX 03-6551-0805
URL : <http://www.mori-yuko.com/>
ブログ : <http://my-dream.air-nifty.com/moriyuuko/>
Mail : yuuko_mori01@sangiin.go.jp

労審発第 646 号
平成 24 年 1 月 20 日

(別紙)
平成 24 年 1 月 20 日

厚生労働大臣
小宮山洋子 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄



労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄

平成 24 年 1 月 16 日付け厚生労働省発職 0116 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

「現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について

平成 24 年 1 月 16 日付け厚生労働省発職 0116 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

記

別紙「記」のとおり。

別紙「記」のとおり。

/

え

(別紙)
平成 24 年 1 月 20 日

労審発第 647 号
平成 24 年 1 月 20 日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

厚生労働大臣
小宮山洋子 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 清家 篤

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄



「現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について

平成 24 年 1 月 16 日付け厚生労働省発職 0116 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

平成 24 年 1 月 16 日付け厚生労働省発職 0116 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

3

4

(別紙)
平成24年1月20日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を
変更する告示案要綱」について

平成24年1月16日付け厚生労働省発職0116第2号をもって労働
政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり
報告する。

記

別紙「記」のとおり。

5

(別紙)
平成24年1月20日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 清家 篤

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を
変更する告示案要綱」について

平成24年1月16日付け厚生労働省発職0116第2号をもって労働
政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり
報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

6

参考1

厚生労働省発職0116第1号
平成24年1月16日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山洋一



別紙「現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図る
ための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案要綱」に
ついて、貴会の意見を求める。

7

- 第一 雇用保険法の一部改正
給付日数の延長に関する暫定措置等の期限を二年間（平成二十六年三月三十一日まで）延長すること。
- 第二 特別会計に関する法律の一部改正
雇用勘定の積立金の特例に関する暫定措置の期間を二年間（平成二十四年度及び平成二十五年度）延長すること。
- 第三 施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。

8

参考 2

厚生労働省発職0116第2号

平成24年1月16日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山洋一



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を
変更する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱
平成二十四年四月一日から一年間、雇用保険率を千分の十三・五（農林水産業及び清酒製造業につい
ては千分の十五・五、建設業については千分の十六・五）とするものとする事。

9

10